別記様式第１号の２（第３条、第５１条の８関係）

別添のとおり、　　　　　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

|  |
| --- |
| 年　　月　　日遠賀郡消防長　殿□防火　　　　 管理者□防災　　　　 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　□防火□防災 |
|
|
|
|
|
|
|
| 管理権原者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） |  |
| 防火対象物又は　　　　　　　の所在地建築物その他の工作物 |  |
| 防火対象物又は　　　　　　　の名称建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） |  |
| 複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称（変更の場合は、変更後の名称） |  |
| 防火対象物又は　　　　　　　の用途※１建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１※１ | （ 　 ）項 |
| その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項） |  |
| 受付欄※２ | 経過欄※２ |
|  |  |
| 備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。　　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。　　 ３　※１欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。　　　４　※２欄は、記入しないこと。 |

消防計画作成（変更）届出書

中規模防火対象物用（延べ面積１，０００㎡以上３，０００㎡未満）

年　　月　　日

（　　　　　　　　　　　　　　　）**消防計画**

**緊急連絡先　（役職・氏名**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**℡　　　　　　　　　　　）**

※ 防火管理者の住まいが遠方により有事の際に即対応できない場合は、その防火対象物に常時勤務する責任者を記入すること。

**（目的と適用範囲）**

第１条この計画は、火災を予防するともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。この計画に定めたことは、管理権原の及ぶ（　　　　　　　　　　　　　　　）に勤務・出入りし、又は居住する者に適用する。

**（管理権原者）**

第２条　管理権原者は、次の点に配慮し自ら防火管理に積極的に取り組むものとする。

（１）　管理権原者は、この計画の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

（２）　管理権原者は、管理的又は監督的な立場であり、かつ、防火管理業務を適正に遂行で

きる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

（３）　管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したとき、消防機関へ届け出なければならない。

（４）　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

（５）　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

**（防火管理者の権限及び業務）**

第３条　防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

（１）　消防計画の作成又は変更

（２）　火気の使用又は取扱いの指導監督

（３）　避難経路図の作成及び掲示

（４）　建物、消防用設備等の法定点検及び自主点検結果の維持台帳への記録・保管

（５）　建物、消防用設備等の法定点検・整備時の立会い

（６）　火災、地震等に対する防火・防災教育の実施

（７）　自衛消防訓練の実施

（８）　収容人員の適正管理

（９）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な業務

**（消防機関への届出及び報告事項）**

第４条　防火管理者は、次の業務について消防機関への届出及び報告を行うものとする。

（１）　消防計画の届出

（２）　消火・避難の訓練通知書の届出

（３）　消防用設備等の点検結果の報告

（４）　不備欠陥の改修及び計画の届出

（５）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

**（従業員等の守るべき事項）**

第５条　従業員等は、防火施設及び避難施設の機能を有効に保持するために、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物品を置かないこと。

（２）　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

（３）　喫煙は、指定された場所で行うこと。

**（放火防止対策）**

第６条　従業員等は、放火防止対策のために次の事項に注意しなければならない。

（１）　建物の周囲や敷地内にダンボール等の可燃物を放置しない。

（２）　終業時には必ず施錠する。

**（工事中の安全対策）**

第７条　防火管理者は、工事中の安全対策を下記のとおり講じるものとする。

（１）　模様替え等の工事を行うときは、施行者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行い、工事の状況及び火気管理の徹底を指示する。

（２）　防火管理者は、工事に立ち会うこと。

（３）　施行者に指定された場所以外で喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。

（４）　施行者に火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

**（避難経路図）**

第８条　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（別紙１）を作成し、従業員等に周知するよう努めるものとする。

**（火災予防上の自主検査）**

第９条　建物、火を使用する設備・器具（以下、「火気設備・器具」という）、危険物施設等及び消防用設備等の自主検査は、下記の計画表に基づいて自主検査チェック票（別紙２）により実施するものとする。なお、検査結果は防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は不備欠陥がある場合、管理権原者に報告し速やかに改修しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査対象 | 検査実施予定 | 点検実施者 |
| 建物の防火施設 |  |  |
| 建物の避難施設 |  |  |
| 火気設備・器具 |  |  |
| 危険物施設等 |  |  |
| 電気施設 |  |  |
| 消防用設備等 |  |  |

**（法定点検）**

第10条　消防用設備等の点検結果は（ 　 ）年に１回消防長に報告する。不備事項は管理権原者に報告し速やかに改修する。　　　※特定防火対象物は１年、非特定防火対象物は３年

|  |  |
| --- | --- |
| 消防用設備等の種類 |  |
| 機器点検（６ヶ月ごと） | 月 | 月 |
| 総合点検（１年ごと） | 月 |  |
| 消防設備等点検業者 |  |
| 点検業者所在地 |  |
| 電話番号 |  |

第11条　防火対象物の定期点検（　該当　・　非該当　）

管理権原者は、防火対象物の定期点検を毎年（ 　 ）月に実施し、消防長に報告する。

**（自衛消防隊の編成と任務）**

第12条　自衛消防の組織として自衛消防隊を編成し、その任務は次のとおりとする。

|  |
| --- |
| 自衛消防隊長（　　　　　　　　　） |
| 通報・連絡担当者 | 災害時の主な任務 |
| （　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　） | 非常ベル等を使用し、災害の発生を知らせる１１９番通報をする到着した消防隊へ情報提供をする |
| 初期消火担当者 | 災害時の主な任務 |
| （　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　） | 消火器・水バケツ等で初期消火を行う　天井まで火が移った場合は初期消火を止めて避難をする |
| 避難誘導担当者 | 災害時の主な任務 |
| （　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　） | 避難口を開放し避難経路図に従い避難誘導を行う避難誘導は大きな声で簡潔に行う |

**（地震対策）**

第13条　防火管理者は、地震対策として次の事項を実施する。

（１）　建物、建物の付帯設備及び陳列物等の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。

（２）　備品（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）を準備しておく。

（３）　避難経路を確認し、避難場所の（　　　　　　　　　　　　　　　）に避難する。

（４）　地震発生時は火気設備・器具の使用を中止する。

**（防火・防災教育の実施計画）**

第14条　防火管理者は、次の計画により防火・防災教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 教育内容 |
| 新入社員 |  | １　消防計画の周知徹底２　従業員等が遵守すべき事項について３　火災等が発生したときの対応について４　その他火災予防上必要な事項 |
| 正社員 |  |
| アルバイトパート |  |

**（自衛消防訓練の実施計画）**

第15条防火管理者は、次の計画により訓練を行うとともに、特定防火対象物は実施前に消火・避難の訓練通知書を消防機関へ提出する。非特定防火対象物でも消防隊の派遣を要する場合は同様とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 実施時期 | 訓練概要 |
| 総合訓練 | 　月・　　月 | 消火、通報及び避難誘導の訓練を連携させて総合的に実施する |
| 部分訓練 | 　　月・　　月 | 消火、通報及び避難誘導の訓練を部分的に実施する |
| ※　特定防火対象物は消火及び避難誘導を含む訓練を１年に２回以上※　非特定防火対象物は１年に１回以上 |

**（防火管理業務の委託状況）**

第16条　防火管理業務の一部又は全部を（委託している　・　委託していない）。

防火管理業務の委託状況は、（別紙３）のとおりである。

別紙１

**避難経路図**

別紙２

**自主検査チェック票**

【点検実施日：　　　月　　　日】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 検　査　項　目 | 検査実施者 | 検査結果 |
| 防火施設 | ・防火区画の壁及び床等が破損していないか |  | 異常有・異常無 |
| ・配管等の埋め戻しは適正か |  | 異常有・異常無 |
| ・防火戸・防火シャッターの変形・損傷はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・防火戸・防火シャッターの周辺に開閉の障害となる物はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・防火戸・防火シャッターは完全に閉まるか |  | 異常有・異常無 |
| 避難施設 | ・廊下・通路・階段に避難障害となる物が置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・廊下・通路・階段につまずき・すべり等はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・階段の手摺に損傷はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・避難通路の表示は明確になっているか |  | 異常有・異常無 |
| ・非常口が使用不能となっていないか |  | 異常有・異常無 |
| 火気設備・器具 | ・火気設備・器具の周囲は、整理・清掃されているか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気設備・器具の損傷・老朽・汚損はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気設備・器具の周囲に可燃物を置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気設備・器具は正しく使用されているか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気設備・器具は適正な位置に設置されているか |  | 異常有・異常無 |
| 危険物等の施設 | ・施設・設備の損傷・老朽・不良はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・施設・設備の周辺に不用な物品を置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・危険物の貯蔵・取扱いは正しいか |  | 異常有・異常無 |
| ・許可又は届出された数量以上の危険物を貯蔵・取扱いしていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・許可又は届出された品名以外の危険物を貯蔵・取扱いしていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・危険物の類・品名・数量は所定の標識等で適正に表示されているか |  | 異常有・異常無 |
| 電気施設 | ・電気施設の破損・老朽・不良はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・電気施設の周辺に不用な物品を置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・電気施設の設置場所に所定の標識を設置しているか |  | 異常有・異常無 |
| 消防用設備等 | ・消火器は決められた位置に置かれているか |  | 異常有・異常無 |
| ・消火器の本体が腐食していたり、標識が破損したりしていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・誘導標識又は誘導灯の視認障害となるものが置かれていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・誘導灯の球切れ・不点灯・ちらつきはないか |  | 異常有・異常無 |
| ・自動火災報知設備の受信機・発信機付近に障害物はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・その他の消防用設備等は適正に機能しているか |  | 異常有・異常無 |
| 備考 |  |

別紙３

**防火・防災管理業務の委託状況表**

　　年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物名称 |  |
| 管理権原者氏名 |  |
| 防火（防災）管理者氏名 |  |
| 受託者の氏名及び住所等法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏　　　名（名称） |  |
| 住　　所（所在地） |  |
| 担当事務所所在地 |  | ℡ |
| 受託する防火管理業務の範囲 |  |
| 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火　□通報連絡　□避難誘導　□その他（　　　　　　）□　周囲の可燃物の整理□　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  | 常駐人員 | 　人 |
| 委託する時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　）□　その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 | 回 | 巡回人員 | 　人 |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火　□通報連絡　□その他（　　　　　　　）□　その他（ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | 到　　着所要時間 | 　分 |
| 委託する時間帯 |  |
| ※　「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」は該当の□印にレを付けること。 |